



三重県公報

平成11年3月26日(金)

第1046号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 三重県手数料規則の一部を改正する規則……………(予算調整課) 1

告示

- 同和課関係補助金交付要綱の一部改正……………(同和課) 3
- 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定……………(大気水質課) 3
- 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨……………(金融・経営課) 4
- 三重県立ゆめドームうえのの設備及び器具の使用料の額……………(地域振興課) 5
- 字の区域を変更する旨の届出……………(市町村課) 5
- 同伴……………(同) 6
- 広域連合の設置の許可……………(同) 7
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(道路保全課) 7
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 10
- 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧……………(都市計画課) 11

選管告示

- 三重県議会議員選挙において候補者等の書類を提出すべき場所……………(選挙管理委員会) 11
- 三重県知事選挙の選挙会の場所及び日時……………(同) 12

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表……………(監査委員) 13

公告

- 一般競争入札を行う旨……………(政策広聴広報課) 14
- 同伴……………(同) 15
- 第6次三重県家畜及び鶏の改良増殖計画を定めた旨……………(農芸畜産振興課) 16
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農業基盤整備課) 16
- 換地処分……………(同) 18
- 同伴……………(同) 18
- 農業振興地域の区域の変更……………(農山漁村振興課) 18
- 同伴……………(同) 18
- 平成10年度後期技能検定試験特級、1級、単一等級、2級及び3級に合格した者……………(商工振興課) 18

お知らせ

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件……………(商工振興課) 18

規則

三重県手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月二十六日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第六十六号

三重県手数料規則の一部を改正する規則

三重県手数料規則(昭和三十一年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

第三十八号	三万三千円	三万五千円
第三十八号の一	三万三千円	三万五千円
第三十八号の二	三万三千円	三万五千円
第三十八号の三	三万三千円	三万五千円
第三十八号の四	三万三千円	三万五千円
第三十八号の五	三万三千円	三万五千円
第三十九号	四万三千円	四万五千円
第七十八号	七万六千円	七万九千円
第七十八号の一	六万九千円	七万二千円
第七十八号の二	九万五千円	九万九千円
第七十八号の三	八万九千円	九万三千円
第七十九号	六万七千円	七万円
第七十九号の一	八万七千円	九万円
第七十九号の二	七万六千円	七万九千円
第七十九号の三	七万円	七万二千円
第七十九号の四	九万八千円	十万円
第七十九号の五	八万九千円	九万三千円
第七十九号の六	六万八千円	七万円
第七十九号の七	九万円	九万四千円
第七十九号の八	三万九千円	四万円
第七十九号の十一	七万八千円	八万円
第九十四号の一	七千八百円	八千二百円
第九十四号の二	七千八百円	八千二百円
第九十四号の三	七千八百円	八千二百円
第九十四号の四	五万九千円	六万二千円
第九十四号の五	千六百円	千八百円
第百三十八号の八	五千四百円	五千七百円
第百三十八号の九	千五百円	千七百円
第百三十八号の十	千五百円	千七百円
第百三十八号の十一	二百円	二百五十円
第百四十三号	二百円	二百五十円
	二百円	二百五十円
	三百五十円	四百五十円
第百四十四号	二百円	二百五十円
第百五十六号の五	六千二百円	六千四百円
第百五十六号の六	一万二千円	一万四千円
第百五十六号の七	三千四百円	三千五百円
第百五十六号の八	二千九百円	三千円
第百五十六号の九	三万四千円	三万六千円
	五千七百円	五千九百円
	四千八百円	五千百円
	三千五百円	三千六百元
	五千四百円	五千七百円
第百八十号	千九百円	二千二百円
第百八十一号	千七百円	二千円
第百八十四号	千七百円	二千円
第百八十六号の三	三万六千円	三万七千円
第百八十六号の四	七千五百円	八千円
第百八十六号の五	四千円	四千五百円
第百八十六号の六	四千円	四千五百円
第百八十九号の二	十一万円	十二万円
第百九十二号	十七万円	十八万円
第百九十五号	十一万円	十二万円

第二百十三号	一万五千円	一万七千円
第二百十四号	九千八百円	一万千円

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第159号

同和課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成11年 3 月26日

三重県知事 北 川 正 恭

同和課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

同和課関係補助金交付要綱（平成８年三重県告示第337号）の一部を次のように改正する。

別表第6号の項(C)の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費

- 1 隣保館運営等事業
 - (1) 隣保館運営事業
 - ア 相談事業等
 - イ 小規模地区対策事業
 - (2) 隣保館等における隣保事業
 - ア 隣保館における地域福祉事業(デイ・サービス事業)
 - イ 隣保館における地域交流促進事業
 - ウ 隣保館における継続的相談援助事業
 - エ 広域隣保活動事業
- 2 生活相談員設置事業

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

三重県告示第160号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を次のように指定し、平成11年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（昭和50年三重県告示第268号）は、平成11年3月31日限り廃止する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

環境基準

地域 の 類型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌 日午前 6 時まで)	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、桶町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により定められた第2種区域

B	55デシベル以下	45デシベル以下	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、桶町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、桶町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により定められた第3種区域及び第4種区域

ただし、道路に面する地域の環境基準は上表によらず次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌 日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

備考2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。))。
- (2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

備考3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

三重県告示第161号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第3項に規定する漁獲共済

に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認める。

平成11年3月26日

三重県知事 北川正恭

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
安乗区域 (安乗漁業協同組合の地区)	中型まき網漁業(20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。)	志摩郡阿児町安乗308-3 志摩郡阿児町安乗588-2 志摩郡阿児町安乗355-22	浅井三喜男 有限会社安乗水産 安乗漁業協同組合

三重県告示第162号

三重県立ゆめドームうえのの設備(特定設備を除く。)及び器具の使用料(平成9年三重県告示第1103号)の一部を次のように改正し、平成11年4月1日から施行する。

平成11年3月26日

三重県知事 北川正恭

表中体育器具の部柔道用具の項の次に次のように加える。

フットサル用具	1 式	300
---------	-----	-----

三重県告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、阿山郡伊賀町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域の変更をする旨、同町長から届出があった。

平成11年3月26日

三重県知事 北川正恭

1 阿山郡伊賀町大字川東字大久保に編入する区域

阿山郡伊賀町大字川東字山之田832の2、832の4、833の2、835の1、836、843及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字愛田字石坂662の一部、663の1の一部、663の2の一部、663の3から663の5まで、664、665の1、665の2の一部、666の1、666の2の一部、667から669まで、669の1、670の1、672の2の一部、674の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部

2 阿山郡伊賀町大字愛田字野田に編入する区域

阿山郡伊賀町大字愛田字石坂682の3の一部、683の一部、684の一部、688の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字奥村1446、1447の一部、1492の一部、1494の一部、1495、1496の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

3 阿山郡伊賀町大字愛田字石坂に編入する区域

阿山郡伊賀町大字川東字大久保876の一部、878の2の一部、878の3、879、880、881の一部、882の一部、882の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字愛田字野田723の一部及びこの区域に介在する国有地の全部並びに字石坂683に隣接する水路である国有地の一部、大字山畑字石坂1861の一部、1863の一部、1864の一部、1866の一部、1866の1の一部、1867の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

4 阿山郡伊賀町大字愛田字小柳に編入する区域

阿山郡伊賀町大字愛田字宮ノ前1790の一部、1793の2、1794の一部、1794の2、1795の一部、1796の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部

5 阿山郡伊賀町大字愛田字金剛石に編入する区域

阿山郡伊賀町大字愛田字野田762、763の一部、764の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字外谷1355の4、1367の2、1368の6、1368の7、1368の12、1369の1及びこれらの区域に隣接する国有地の全部、字奥村1447の一部、1448から1450まで、1451の1、1452、1455、1456、1457の

1、1458から1461まで、1466から1471まで、1471の1、1471の2、1472から1478まで、1479の1、1479の2、1480から1491まで、1492の一部、1493、1494の一部、1496の一部、1497、1498、1499の2、1500、1501、1501の1、1502、1503、1503の1、1504から1509まで、1510の6及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字ハケ尾1643、1643の1、1646、1647、1647の1及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字廣田1649の1から1649の3まで、1650から1652まで、1652の1、1653、1653の1、1655から1657まで、1657の1、1658、1659の3、1660の1、1660の2、1661から1664まで、1664の2、1665から1669まで、1669の1、1670、1670の1から1670の6まで、1671から1674まで、1675の1から1675の4まで、1676から1678まで、1679の1、1679の2、1680から1683まで、1683の2、1684から1686まで、1690の2、1690の3、1691、1691の1から1691の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字宮ノ前1774から1777まで、1777の2、1785、1786、1786、1786の2、1788、1788、1789、1790の一部、1791、1793の2、1794から1796までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字坂之下1819から1831まで、1847から1852まで、1883から1889まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字界馬場1899の1、1900、1901、1905から1907まで、1907の1、1908、1909、1909の2、1910、1911、1912の2、1914から1916まで、1916の1、1917、1917の1、1918から1920まで、1920の2、1921、1922、1922の1、1923から1928まで、1928の1、1929、1929の2、1930から1934まで、1934の1、1934の3、1936から1938まで、1938の1、1939、1940、1940の1、1942から1944まで、1944の1、1945、1945の1、1945の2、1946、1946の4、1947、1952の3、1955の2、1957の1、1957の2、1958から1960まで、1961の1、1961の2、1962、1963、1963の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字菰池2026の1に隣接する道路である国有地の全部

6 阿山郡伊賀町大字山畑字石坂に編入する区域

阿山郡伊賀町大字愛田字石坂694の一部、694の5の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部

三重県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩郡磯部町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

1 志摩郡磯部町栗木広字クサラギに編入する区域

志摩郡磯部町山原字具佐良木1169の2の一部、1172の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字上ノ木場1216の1、1217の5及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字場矢広1222の2、1222の5、1223の1、1223の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

2 志摩郡磯部町山原字峠に編入する区域

志摩郡磯部町山原字掘切谷1112の一部、1113の1の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部

3 志摩郡磯部町山原字掘切谷に編入する区域

志摩郡磯部町山原字峠1114の一部、1115の一部、1121の一部

4 志摩郡磯部町山原字具佐良木に編入する区域

志摩郡磯部町栗木広字クサラギ1の1の一部、1の2の一部、6の2の一部、6の4の一部、8の1の一部、10の一部、11の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

5 志摩郡磯部町山原字上ノ木場に編入する区域

志摩郡磯部町栗木広字クサラギ2の一部及びこの区域に隣接する道路等である国有地の全部、字縦谷1195の1の一部及びこの区域に隣接する国有地の全部

6 志摩郡磯部町山原字縦谷に編入する区域

志摩郡磯部町山原字上ノ木場1194の1の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部、字塚ノ谷1209の2の一部及びこの区域に隣接する国有地の全部、字場矢広1219の1の一部及びこの区域に隣接する道路等である国有地の全部、字下ノ木場1231の一部、1239の一部、1239の2の一部、1240の一部、1241の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

7 志摩郡磯部町山原字塚ノ谷に編入する区域

志摩郡磯部町山原字縦谷1198の1の一部

8 志摩郡磯部町山原字場矢広に編入する区域

志摩郡磯部町山原字長尾1227、1227の1、1228及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

部、字下ノ木場1231の一部及びこの区域に隣接する水路等である国有地の全部

9 志摩郡磯部町山原字下ノ木場に編入する区域

志摩郡磯部町山原字上ノ木場1212の1の一部、1213の1の一部、1214の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字坂東河内1252に隣接する道路である国有地の一部

10 志摩郡磯部町山原字坂東河内に編入する区域

志摩郡磯部町山原字下ノ木場1251の一部及びこの区域に隣接する国有地の全部

11 志摩郡磯部町松山字大サグサに編入する区域

志摩郡磯部町松山字桜洲19の一部及びこの地域に隣接する水路等である国有地の全部、字中野389に隣接する水路である国有地の全部

12 志摩郡磯部町松山字桜洲に編入する区域

志摩郡磯部町松山字ショクガ谷399の一部

13 志摩郡磯部町松山字ショクガ谷に編入する区域

志摩郡磯部町松山字桜洲398の一部

14 志摩郡磯部町松山字井ノ廣に編入する区域

志摩郡磯部町山原字井ノ廣832の1、832の2及びこれらの区域に隣接する国有地の全部

15 志摩郡磯部町松山字大ナメラに編入する区域

志摩郡磯部町松山字桜洲19の一部、398の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字大サグサ20の1の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

16 志摩郡磯部町松山字中野に編入する区域

志摩郡磯部町松山字大サグサ20の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字大ナメラ392の一部、392の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字タイ坂366の11、字永泥384の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

17 志摩郡磯部町松山字永泥に編入する区域

志摩郡磯部町松山字中野386の一部、387の一部、387の1の一部、388の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

18 志摩郡磯部町松山字峠河内に編入する区域

志摩郡磯部町松山字亀谷181の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

19 志摩郡磯部町松山字一ノ河内に編入する区域

志摩郡磯部町松山字峠河内187の1の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

20 志摩郡磯部町松山字滝ヶ谷に編入する区域

志摩郡磯部町松山字ゴンゲン231の2から231の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字家之上239の2の一部

三重県告示第165号

香良洲町長、一志町長、白山町長、嬉野町長、美杉村長及び三雲町長から申請のあった一志地区広域連台の設置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成11年3月25日付けで許可した。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡浜島町大字迫子字中田643番3から	旧	4.50～12.00	170.00
志摩郡阿児町鶴方字福川原910番6地先まで	旧 新	9.20～10.70	172.50

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市辺法寺町字長尾2002番1から	旧 新	7.00～20.00	150.00
亀山市辺法寺町字長尾2004番1まで	新	9.00～42.00	144.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平尾茶屋町線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市平尾町3925番から	旧	6.00～22.80	200.00
四日市市平尾町字南川原973番1地先まで	旧 新	5.40～20.40	200.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡阿児町鶴方字カヤウ1050番6地先から	旧	5.00～40.00	180.00
志摩郡阿児町鶴方字カヤウ1377番6まで	新	14.00～46.00	180.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市西山町大沢7677番22から	旧	5.80～6.40	330.00
四日市市西山町屋鋪西7569番1まで	新	5.80～32.00	330.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡海山町大字相賀字汐ノ津呂1943番2から	旧	6.60～6.80	13.30
北牟婁郡海山町大字相賀字汐ノ津呂1943番4まで	新	7.60～36.00	13.30

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田ヶ瀬山居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本808番9から	旧	3.70～4.50	44.00
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本807番1まで	新	3.90～9.50	44.00

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本808番9から	旧	3.70～4.50	44.00
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本807番1まで	新	3.90～9.50	44.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田ヶ瀬山居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本820番4から	新	5.60～17.50	140.00
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本807番5まで			

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名賀郡青山町大字種生字所根142番から	旧	12.00～15.00	38.00
名賀郡青山町大字種生字所根151番まで	新	12.80～35.20	38.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈良名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員メートル	延長メートル
名張市薦生字大峯1154番3から	旧	3.00～8.00	426.00
名張市薦生字大峯1098番地先まで	新	9.50～26.00	426.00

三重県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 亀山停車場石水溪線	亀山市安坂山町字仲屋敷449番2から 亀山市安坂山町字下垣戸851番2まで	平成11年3月26日
県道 平尾茶屋町線	四日市市平尾町3925番から 四日市市平尾町字南川原939番1地先まで	平成11年3月26日
県道 片野飯高線	飯南郡飯南町大字粥見字山添1274番地先から 飯南郡飯南町大字粥見字梅ヶ戸1408番1地先まで	平成11年3月26日
一般国道 311号	熊野市二木島里町字大垣162番7から 熊野市二木島町字丑道639番2まで	平成11年4月1日
県道 飯南三瀬谷停車場線	多気郡大台町大字佐原字足谷279番から 多気郡大台町大字佐原字不動坂259番1まで	平成11年3月26日
一般国道 422号	多気郡宮川村大字松原字古ガケ6番1から 多気郡宮川村大字松原字古ヶ野89番4まで	平成11年3月26日
県道 佐原勢和松阪線	多気郡大台町大字佐原字不動坂259番1から 多気郡大台町大字佐原字足谷279番まで	平成11年3月26日
県道 中井浦九鬼線	尾鷲市宮ノ上町1337番11から 尾鷲市宮ノ上町1338番23まで	平成11年3月26日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字下亀淵2626番2から 鈴鹿市西庄内町字下亀淵2605番2まで	平成11年3月26日
県道 関大山田線	鈴鹿郡関町大字加太板屋字坂屋5420番から 鈴鹿郡関町大字加太中在家字嶋川原6954番4まで	平成11年3月26日
県道 松阪青山線	名賀郡青山町大字種生字所根142番から 名賀郡青山町大字種生字所根151番まで	平成11年3月26日
県道 奈良名張線	名張市薦生字大峯1154番3から 名張市薦生字大峯1098番地先まで	平成11年3月26日
一般国道 25号	鈴鹿郡関町大字新所町字観音沖271番1から 鈴鹿郡関町大字新所町字観音沖266番まで	平成11年3月26日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市野町字東裏28番2から 鈴鹿市東旭が丘一丁目6703番まで	平成11年3月31日

三重県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

- 都市計画の種類
嬉野都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 縦覧場所
三重県県土整備部都市計画課

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第36号

平成11年4月11日執行予定の三重県議会議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置届出を県の選挙管理委員会地方分室又は、地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成11年3月26日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

- 候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方分室又は地方書記室に提出すべき場所

選挙区	場 所
津 市 選 挙 区	津市西丸之内23番1号 津市役所8階津市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り津市役所8階大会議室（A）
四 日 市 市 選 挙 区	四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所8階四日市市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り四日市市諏訪町2番2号四日市市総合会館7階第1研修室
伊 勢 市 選 挙 区	伊勢市岩渕一丁目7番29号 伊勢市役所東庁舎4階伊勢市選挙管理委員会室。ただし、4月2日午前中に限り伊勢市役所本庁舎3階市議会委員会室
松 阪 市 ・ 飯 南 郡 選 挙 区	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所5階松阪市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日午前中に限り松阪市役所5階大会議室
桑 名 市 選 挙 区	桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所3階総務部総務課内桑名市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り桑名市役所5階中会議室
上 野 市 選 挙 区	上野市丸之内116番地 上野市役所北庁舎3階上野市選挙管理委員会事務室
鈴 鹿 市 選 挙 区	鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所別館2階鈴鹿市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り鈴鹿市神戸一丁目18番18号鈴鹿市民会館2階展示室

名張市選挙区	名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所2階名張市選挙管理委員会室。ただし、4月2日に限り名張市役所1階大会議室
尾鷲市選挙区	尾鷲市中央町10番43号 尾鷲市役所2階尾鷲市選挙管理委員会事務室。
亀山市・鈴鹿郡選挙区	亀山市本丸町577番地 亀山市役所2階亀山市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り亀山市役所3階大会議室
鳥羽市選挙区	鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市役所3階鳥羽市選挙管理委員会室。ただし、4月2日に限り鳥羽市役所2階会議室
熊野市選挙区	熊野市井戸町796番地 熊野市役所2階第1会議室
久居市選挙区	久居市東鷹跡町246番地 久居市役所3階総務課内久居市選挙管理委員会事務室。ただし、4月2日に限り久居市役所4階全員協議会室
桑名郡選挙区、員弁郡選挙区及び三重郡選挙区	四日市市新正四丁目21番5号 三重県四日市庁舎2階三重県選挙管理委員会四日市地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県四日市庁舎6階大会議室
安芸郡選挙区及び一志郡選挙区	津市桜橋三丁目446番地の34 三重県津庁舎2階三重県選挙管理委員会津地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県津庁舎6階大会議室
多気郡選挙区	松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階三重県選挙管理委員会松阪地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県松阪庁舎3階第33会議室
度会郡選挙区及び志摩郡選挙区	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎2階三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県伊勢庁舎会議室棟2階大会議室
阿山郡・名賀郡選挙区	上野市四十九町2802番地 三重県上野庁舎3階三重県選挙管理委員会上野地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県上野庁舎7階大会議室
北牟婁郡選挙区	尾鷲市坂場西町1番1号 三重県尾鷲庁舎3階三重県選挙管理委員会尾鷲地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県尾鷲庁舎3階第3会議室
南牟婁郡選挙区	熊野市井戸町371番地 三重県熊野庁舎2階三重県選挙管理委員会熊野地方書記室。ただし、4月2日に限り三重県熊野庁舎2階第2会議室

- 2 政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所
津市広明町13番地
三重県庁2階 三重県選挙管理委員会

三重県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、平成11年4月11日執行の三重県知事選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成11年3月26日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

- 1 場所
津市米町一丁目891番地
吉田山会館1階 特別会議室
- 2 日時
平成11年4月13日 午前10時

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成10年11月12日から平成11年1月28日までに実施した監査について、その結果に基づいて講じた措置が監査対象箇所の長から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成11年3月26日

三重県監査委員 小 川 益 司
三重県監査委員 弓 場 和 治
三重県監査委員 金 森 正
三重県監査委員 古 川 典 明

監査の結果に基づいて講じた措置

対象箇所名	監査実施年月日	監査結果による指摘事項	講じた措置（処理状況等）
三重県商工会連合会	平成11年1月20日	三重県商工会連合会事業のうち、商工会地域総合振興事業において、県補助金が過大交付となっていたので、返還等の措置を講じるとともに、今後、適正な事務の執行に努められたい。	1 処理状況 (1) 補助金の返還について 過大受領となっていた補助金額804,510円を平成11年2月9日に返還した。 (2) 同上にかかる加算金について 補助金概算受領年月日から返還月日までの加算金81,577円を平成11年2月22日に支払った。 2 事務改善策 (1) 事業担当者を明確にし、計画書に基づく適正な事業推進を徹底する。 (2) 調整会議を毎月1回以上開催し、諸事業の進捗の把握を行うとともに、円滑な事業推進を図る。
金融・経営課	平成11年1月26日	三重県商工会連合会事業のうち、商工会地域総合振興事業において、県補助金が過大交付となっていたので、三重県補助金等交付規則に基づき返還等の措置を講じるとともに、三重県商工会連合会に適正な指導監督を行われたい。 また、今後は、商工関係補助金交付要綱に則り、補助金の適正な運用に努められたい。	三重県商工会連合会補助金のうち、過大交付となっていた804,510円については、三重県補助金等交付規則に基づき、平成11年2月8日に三重県商工会連合会へ返還命令を行い、平成11年2月9日に返還を受けた。 また、返還に伴う加算金81,577円については、平成11年2月22日に納付を受けた。 今後とも、補助金の現地調査日数の拡大等を図り、商工関係補助金交付要綱に則り、補助金の適正な運用に努める。

公 告

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成11年度三重県「県政だより みえ」版下制作業務
- (2) 委託業務期間
平成11年4月12日から平成12年3月31日まで

2 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 入札説明書の交付期間
平成11年3月26日（金）から4月6日（火）午後5時まで（土、日曜日は除く。）
- (2) 交付場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策広聴広報課
電話 059-224-2029

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時
平成11年4月12日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館101会議室

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、三重県会計規則（以下「規則」という。）第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約保証金
契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

5 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 委託業務の履行について迅速かつ適正に対応できる者であること。
- (4) 連絡してからおおむね2時間以内にデザイナー又は制作責任者が政策広聴広報課に到着できる者であること。

6 入札無効に関する事項

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 その他必要な事項

- (1) 担当部局
2の(2)に同じ。
- (2) 競争入札参加資格の確認
1の(1)の業務の入札参加希望者は、入札説明書に示す必要書類等を下記提出期限までに7の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
ア 書類等の提出期限 平成11年4月6日（火）午後5時まで
イ 参加資格の確認 書類提出時に書類のヒアリングを行い、確認のうえ決定する。
ウ 参加資格の確認結果通知 平成11年4月8日（木）までに通知する。
- (3) 入札方法等に関する事項
ア 入札書は、本人又はその代理人が入札をするものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札す

る前に委任状を提出するものとする。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とする。

エ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、再度入札においても落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、3回目でも最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うことができる。

- (4) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は、入札説明書による。

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告する。

平成11年3月26日

三重県知事 北 川 正 恭

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成11年度視覚障害者向け広報テープ「声の三重県だより」制作及び配送業務
- (2) 委託業務期間
平成11年4月12日から平成12年3月31日まで

2 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 入札説明書の交付期間
平成11年3月26日（金）から4月6日（火）午後5時まで（土、日曜日は除く。）
- (2) 交付場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策広聴広報課
電話 059-224-2030

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時
平成11年4月12日（月）午後2時
- (2) 入札及び開札の場所
三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館101会議室

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、三重県会計規則（以下「規則」という。）第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約保証金
契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

5 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 委託業務の履行について迅速かつ適正に対応できる者であること。

(4) 連絡してからおおむね 2 時間以内に制作責任者が政策広聴広報課に到着できる者であること。

6 入札無効に関する事項

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 その他必要な事項

(1) 担当部局

2 の(2)に同じ。

(2) 競争入札参加資格の確認

1 の(1)の業務の入札参加希望者は、入札説明書に示す必要書類等を下記提出期限までに 7 の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 書類等の提出期限 平成11年 4 月 6 日(火) 午後 5 時まで

イ 参加資格の確認 書類提出時に書類のヒアリングを行い、確認のうえ決定する。

ウ 参加資格の確認結果通知 平成11年 4 月 8 日(木) までに通知する。

(3) 入札方法等に関する事項

ア 入札書は、本人又はその代理人が入札をするものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札する前に委任状を提出するものとする。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の 100 に相当する金額を記載すること。

ウ 入札執行回数は、3 回を限度とする。

エ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、再度入札においても落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、3 回目で最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うことができる。

(4) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書による。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第 3 条の 3 の規定により、第 6 次三重県家畜及び鶏の改良増殖計画を次のとおり定めた。

平成11年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産商工部農芸畜産振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成11年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

○下御糸土地改良区(多気郡明和町大字内座368番地)

退任理事

多気郡明和町大字南藤原620

牧 戸 謙 一

" " 大字北藤原760

東 出 郁 夫

" " 大字川尻666

早 川 範 夫

" " 大字中村1008

前 田 功 吉

多気郡明和町大字志貴1104- 1

田 端 康 志

" " 大字田屋533

喜 田 義 隆

" " 大字養川甲380

森 出 崇 資

" " 大字内座304- 1

南 出 武

" " 大字浜田286

中 瀬 満

" " 大字八木戸294

森 下 忠

" " 大字根倉475

須 賀 三 次

" " 大字前野717

渡 辺 慶 八

退任監事

多気郡明和町大字志貴1112

中 沢 隆 弘

" " 大字内座328

山 際 正 則

就任理事

多気郡明和町大字南藤原613

鈴 木 益 美

" " 大字北藤原741

山 中 孝 生

" " 大字川尻666

早 川 範 夫

" " 大字中村1063

森 田 忠 男

" " 大字志貴1103

竹 内 信

" " 大字田屋533

喜 田 義 隆

" " 大字養川乙194- 1

大 西 信 尚

" " 大字内座340

西 村 正 義

" " 大字浜田346

津 田 錦 也

" " 大字八木戸294

森 下 忠

" " 大字根倉475

須 賀 三 次

" " 大字前野406

渡 辺 薫

就任監事

多気郡明和町大字志貴1095

桐 井 恵 一

" " 大字内座322- 1

中 井 正 雄

○明野土地改良区(度会郡小俣町元町540番地)

退任理事

度会郡小俣町明野1461番地 1

橋 爪 忠

" " " 1715番地

西 村 喜代司

" " " 1730番地

坂 口 謙 一

" " " 1713番地

中 山 真 一

" " " 1744番地

山 本 隆 博

" " " 1724番地

杉 谷 弘 志

" " 新村276番地

桜 本 展 生

退任監事

度会郡小俣町明野1711番地

伊 藤 巖

多気郡明和町大字新茶屋485番地

松 本 章

度会郡小俣町新村268番地

山 本 久 郎

就任理事

度会郡小俣町明野1715番地

西 村 喜代司

" " " 1730番地

坂 口 謙 一

" " " 1713番地

中 山 道 男

" " " 1744番地

山 本 隆 博

" " " 1724番地

杉 谷 弘 志

" " 新村276番地

桜 本 展 生

" " 明野1723番地

藤 井 元

就任監事

度会郡小俣町明野1711番地

伊 藤 巖

多気郡明和町大字新茶屋485番地
度会郡小俣町新村268番地

松 本 章
山 本 久 郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業愛田地区の換地処分をした。

平成11年3月26日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業磯部西部地区第3換地区の換地処分をした。

平成11年3月26日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更する。

平成11年3月26日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 農業振興地域
嬉野地域（嬉野町）
阿山地域（阿山町）
磯部地域（磯部町）
- 2 農業振興地域の区域

別図で示した部分に該当する土地の区域

「別図」は、省略し、三重県農林水産商工部農山漁村振興課及び嬉野地域については津地方県民局農林水産商工部、阿山地域については伊賀県民局農林商工部、磯部地域については南勢志摩県民局農林水産商工部に備え置いて縦覧に供する。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更する。

平成11年3月26日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 農業振興地域
大王地域（大王町）
- 2 農業振興地域の区域

別図で示した部分に該当する土地の区域

「別図」は、省略し、三重県農林水産商工部農山漁村振興課及び南勢志摩県民局農林水産商工部に備え置いて縦覧に供する。

平成10年度後期技能検定試験特級、1級、単一等級、2級及び3級に合格した者は、次のとおりである。

平成11年3月26日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

「次」は、省略し、合格者名簿を三重県農林水産商工部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県農林水産商工部商工振興課に到着するように提出してください。

平成11年3月26日

三重県大規模小売店舗審議会
会長 岡 本 祐 次

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社ギガスカンサイ
- 2 届出者の住所
愛知県海部郡弥富町大字鰯浦字東前新田41-1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ギガスカンサイ日永西店
四日市市日永西2丁目4101番1ほか
- 4 開店日
平成11年8月13日
- 5 店舗面積
2,484㎡
- 6 閉店時刻
午後9時
- 7 主として販売する物品の種類
家電製品

